証券コード　1430
平成28年８月10日

株主各位

東京都杉並区天沼二丁目３番９号
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長　中村　利秋

第５回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年８月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　平成28年８月26日（金曜日）　午前10時
（午前９時30分受付開始）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ新宿　コンファレンスルーム B&C
（末尾の「第５回　定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第５期（平成27年６月１日から平成28年５月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　当社の社外取締役にストックオプションとしての新株予約権を発行する件
第３号議案　当社の取締役及び従業員にストックオプションとしての新株予約権を発行する件
第４号議案　取締役の報酬額改定の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。

（２）議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、紙資源節約のために本招集通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主の皆様も軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.1st-corp.com/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　　業　　報　　告

［ 自　平成27年６月１日
　 至　平成28年５月31日 ］

１．株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度（自平成27年６月１日 至平成28年５月31日）におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策及び日銀による金融緩和を背景として、企業収益や雇用環境の改善が見られるものの、個人消費の低迷、株価の下落、為替相場の大幅な変動、新興国経済の減速など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

平成27年暦年の東京圏の新規分譲マンション供給戸数は40,449戸と、前年実績44,913戸より9.9％減となりましたが、平成28年暦年は43,000戸程度の予測で、対平成27年暦年比では6.3％増加と予想されております。

（データはいずれも（株）不動産経済研究所 - 公表資料、「首都圏マンション市場動向」2015年６月度から2016年５月度、「首都圏・近畿圏マンション市場予測－2016年の供給予測－」及び「首都圏マンション市場動向－2015年のまとめ－」より）

当社は「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。「安全・安心・堅実」という基本方針に関し、安全につきましては、安全パトロールの実施等により重大事故ゼロを継続しております。安心と堅実に対応する品質につきましては、独自のマニュアルの制定や、その徹底を図る目的としての研修会等を定期的に開催しております。

創業より５年が経過し、従前より進めてまいりました体制拡充の効果を発揮し、東京圏のマンション建設市場において、更なる実績の積上げを目指しております。

当事業年度の新規受注獲得額につきましては、当事業年度にて見込んでいた一部の案件の受注が翌事業年度にずれ込んだことから、11,277,940千円となり、前事業年度の16,726,193千円と比べ32.6％減となりました。

これらの結果、売上高は16,270,836千円（前事業年度比16.7％増）、営業利益1,601,682千円（同101.6％増）、経常利益1,514,557千円（同103.3％増）、当期純利益1,029,276千円（同108.8％増）となりました。

なお、当社は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

（２）設備投資の状況

当事業年度において実施した重要な設備投資はありません。

（３）資金調達の状況

当社は、各金融機関から、マンション用地購入資金として47億7百万円、運転資金として12億円、総額59億7百万円の借入を行いました。当事業年度末の借入金残高は52億7百万円となっております。

（４）対処すべき課題

（営業開発）

当社は、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備と、その推進に注力してまいりました。土地持込による成約も前事業年度３件に対し、当事業年度２件と継続しております。今後は、コンスタントに契約を獲得し、安定した利益計画の実現に貢献すべきものと考えております。

また、新規顧客の開拓も進んでおり、更なる拡大と成約に結びつくように担当人員の拡充や土地情報入手先の多様化に注力してまいります。

（施工体制）

施工体制については、生産能力の拡大と品質向上という２点の課題に取組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用により一定水準以上の技能を有する人員の拡充により、施工能力をアップさせ、より多くの物件を施工してまいります。

品質向上については、施工状況の検査を強化しております。建物の強度を保つ根幹となる躯体部分については、特に厳格な品質管理を実施しております。その構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本社品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。

（内部管理体制）

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、充分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（５）財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分	第２期 (平成25年５月期)	第３期 (平成26年５月期)	第４期 (平成27年５月期)	第５期 (平成28年５月期)
売上高	3,421	7,187	13,937	16,270
経常利益	48	257	744	1,514
当期純利益	22	162	492	1,029
１株当たり 当期純利益(円)	278.95	1,967.23	194.35	88.48
総資産	1,657	2,612	5,952	12,247
純資産	64	227	1,233	2,170

（注）１．平成26年12月８日付の株式分割（1株を30株に分割）により、第４期において当社の発行済株式総数は増加しておりますが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第４期の「１株当たり当期純利益」を算定しております。
２．平成27年３月23日付の公募増資及び平成27年４月22日付の第三者割当増資により、第４期において当社の発行済株式総数は増加しております。
３．平成27年12月1日付の株式分割（1株を４株に分割）により、第５期において当社の発行済株式総数は増加しておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第５期の「１株当たり当期純利益」を算定しております。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

（７）主要な事業内容（平成28年５月31日現在）

当社は分譲用マンション建設に特化し、企画開発より施工までを担う総合建設企業であります。

（８）主要な事業所（平成28年５月31日現在）

事業所名	住所
本社	東京都杉並区

（９）従業員の状況（平成28年５月31日現在）

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	14名増	39.8歳	2.2年

（注）１．使用人兼務役員５名は含まれておりません。
２．従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

（10）主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,477
株式会社三井住友銀行	1,730
株式会社山梨中央銀行	500
株式会社百十四銀行	300
株式会社東京スター銀行	200

（11）その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年５月31日現在）

（１）発行可能株式総数　20,000,000株

（２）発行済株式の総数　11,923,040株

（３）株主数　1,455名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中村利秋	2,299,560株	19.29%
飯田一樹	2,170,000	18.20
株式会社中村	1,099,520	9.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	679,500	5.70
齋藤みさを	510,000	4.28
中村莉紗	495,600	4.16
中村建二	495,600	4.16
佐藤和広	306,000	2.57
堀口忠美	306,000	2.57
野村信託銀行株式会社（投信口）	228,200	1.91

（注）持株比率は小数点以下第３位を四捨五入して計算しております。

（５）その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年12月１日付で普通株式１株につき普通株式４株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,916,180株増加して11,888,240株となっております。またこれに伴い、同日付で発行可能株式総数を20,000,000株に変更しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名　　称	第２回新株予約権
発行決議日	平成26年９月３日
区分	取締役(社外役員を除く)
保有者数	２人
新株予約権の数(個)	650
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000　(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	59　(注)２
新株予約権の行使期間	平成28年９月４日～ 平成36年９月３日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　59 資本組入額　　30
新株予約権の行使の条件	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)４

(注) １．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権１個につき目的となる株式数は、120株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

２．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、金59円とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

３．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③ 新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から６ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

４．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
　合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
　吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
　新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
　株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
　株式移転により設立する株式会社

（２）当事業年度に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の概要

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等（平成28年５月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
中　村　利　秋	代表取締役社長	㈱中村　代表取締役社長
小　暮　　隆	取締役	管理部長
横　山　一　夫	取締役	生産管理部長
能　宗　啓　之	取締役	経営企画室長
東　　輝　行	取締役	建築部長
印　南　研　二	取締役	営業部長
藤　本　　聡	取締役	
佐　藤　　均	取締役	
藪　谷　典　行	常勤監査役	
楠　見　恭　造	監査役	公認会計士・税理士 （楠見公認会計士事務所）
諸　橋　隆　章	監査役	弁護士（ライジング法律事務所代表パートナー） ㈱ＲＶＨ　社外取締役

（注）１．平成27年8月27日開催の第４回定時株主総会終結のときをもって、取締役岩本國利氏は任期満了により退任いたしました。
２．取締役藤本聡氏及び佐藤均氏は社外取締役であり、当社は２氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
３．監査役藪谷典行氏、楠見恭造氏及び諸橋隆章氏は社外監査役であり、当社は３氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
４．監査役楠見恭造氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（２）取締役及び監査役の報酬等の額

（単位:百万円）

区分	人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	賞与	
取締役	９名	45	8	53
（うち社外取締役）	２名	5	1	6
監査役	３名	10	2	12
（うち社外監査役）	３名	10	2	12
合計	12名	55	10	66

（注）１．上記には、使用人兼務取締役６名の使用人給与相当額（賞与含む）21百万円が含まれておりません。
２．株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額120百万円（うち社外取締役20百万円以内）であります（平成27年８月27日　定時株主総会決議）。各取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、取締役間の協議により決定しております。
３．株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額20百万円であります（平成27年８月27日　定時株主総会決議）。各監査役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、監査役会の決議により決定しております。

（３）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外監査役　楠見恭造の兼職先である楠見公認会計士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役　諸橋隆章の兼職先であるライジング法律事務所及び㈱ＲＶＨと当社との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主要な活動状況

区　分	氏　名	取締役会・監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	藤本　聡	就任後開催の取締役会16回全てに出席。	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な見地から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	佐藤　均	就任後開催の取締役会16回全てに出席。	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	藪谷　典行	当事業年度中開催の取締役会23回全てに出席。当事業年度中に開催の監査役会13回全てに出席。	銀行業界における長期の職務経験を有し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	楠見　恭造	当事業年度中開催の取締役会23回全てに出席。当事業年度中に開催の監査役会13回全てに出席。	公認会計士・税理士としての豊富な専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	諸橋　隆章	当事業年度中開催の取締役会23回全てに出席。当事業年度中に開催の監査役会13回のうち12回に出席。	弁護士としての豊富な専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、並びに当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

上記に基づき、当社は社外取締役と社外監査役との間に当該契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となっております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称　　東陽監査法人

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
②	当事業年度に係る非監査業務に係る報酬等の額	－
③	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判定の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

（５）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

６．業務の適正を確保する体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の概要は以下のとおりです。

当社は、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとします。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

②取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。

③代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程等に従い業務を執行する。また、代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。

④役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部及び外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、コンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動を行う。

⑤役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、また、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。

⑥役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。

⑦反社会的勢力対策規程に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程等に則り作成、保存、管理する。

②情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。

②コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。（大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等）

③コンプライアンス・リスク管理委員会の運営を司る部門として、管理部内にコンプライアンス・リスク管理委員会事務局を設置する。

④リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。

⑤内部監査部門は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

⑥会社に発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が直接コンプライアンス・リスク管理委員会に連絡できるリスク情報受入窓口を設ける。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

②取締役会は、当社の全取締役及び使用人が共有する目標とする経営方針、経営戦略及び経営計画等を定め、各部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

③取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月１回以上開催する。

（５）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助するため、スタッフを配置する。当該使用人の選出は監査役会において決定する。

②監査役担当のスタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。

③監査役担当のスタッフの人事考課については、常勤監査役の報告を受けて行う。

④監査役担当のスタッフの異動については、常勤監査役の意見を聴取して行う。

（６）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。

②取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。

③取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

④監査役に報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

（７）当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

②監査役会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

③監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

②監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

③内部監査部門は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

（９）財務報告の信頼性を確保するための体制

①内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

②財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおける統制を図るものとする。

③取締役会は、財務報告に係る内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し改善するものとする。

（10）反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

②管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

③反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

7．上記体制の運用状況

（1）コンプライアンス・リスク管理

インサイダー取引管理規程を制定し全役職員を対象としたインサイダー研修を定期的に開催するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催してコンプライアンスの状況の確認及び啓蒙活動を行い、また定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

反社会的勢力の排除については、事前確認の徹底及び暴力団排除条項を盛り込んだ契約の締結等により、一切の関係を遮断しております。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会にてリスク情報の確認及び情報共有を行い、リスクマネジメントの推進を図っております。

（2）内部統制の評価

各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務プロセス3点セット（業務フロー・業務記述書・リスクと統制の対応）及び財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制・決算財務プロセス及びその他の主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を評価し、有効性の評価を実施しております。

（3）内部監査

内部監査計画書に基づき、本社内全部門及び全作業所について、コンプライアンス・分掌業務・予算統制・労務管理等の項目を対象に内部監査を実施いたしました。内部監査結果は社長及び被監査部門長に報告し必要に応じて改善指示を行い、以降の業務執行に反映しております。また、内部監査は監査役と連携して実施し、情報を共有し業務の効率化に向けた活動を実施しております。

（4）社外監査役への情報提供の充実

常勤監査役（社外監査役）は、代表取締役と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行っております。また、常勤監査役が得た情報等は、適宜監査役会及び他の社外監査役に提供され、社外監査役への情報提供の充実が図られております。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと考え、現在及び将来の事業展開や設備投資及び内部留保金の確保等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

現在の利益還元方法は当期純利益の30％を原資とする業績連動型としております。今後、更に株主還元の充実を図るため、配当性向の引き上げに努めて参りたいと考えております。自己資本の充実等とのバランス勘案しつつ、段階的な引き上げも検討してまいります。

なお、当事業年度の期末配当は１株当たり26円とさせていただきます。

９．取締役の報酬等の額に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等を総合的に勘案のうえ、報酬検討会議にて報酬案を作成し、当該報酬案に基づき取締役間の相互評価により決定します。

（注）本事業報告に記載された金額は、表示単位未満を切り捨てして表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年５月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産	**12,152,626**	**流動負債**	**9,309,088**
現金及び預金	1,487,615	支払手形	1,803,159
受取手形	995,669	工事未払金	2,233,564
売掛金	21,492	短期借入金	4,460,000
完成工事未収入金	4,054,107	リース債務	2,181
販売用不動産	5,341,978	前受金	20,864
未成工事支出金	167,115	未払金	302,994
前渡金	12,461	未払費用	18,906
前払費用	14,054	未払法人税等	261,319
繰延税金資産	26,671	未払消費税等	155,153
未収入金	30,260	未成工事受入金	16,592
その他	1,200	未払配当金	77
		預り金	3,315
		賞与引当金	5,200
		完成工事補償引当金	25,759
固定資産	**95,249**	**固定負債**	**768,572**
有形固定資産	**26,928**	長期借入金	747,000
建物	1,626	リース債務	1,603
車両運搬具	770	退職給付引当金	19,969
工具、器具及び備品	21,270	**負債合計**	**10,077,660**
リース資産	3,261	（純資産の部）	
無形固定資産	**32,657**	**株主資本**	**2,170,214**
ソフトウエア	10,109	**資本金**	**301,255**
リース資産	1,097	**資本剰余金**	**259,944**
ソフトウエア仮勘定	21,450	資本準備金	259,944
投資その他の資産	**35,663**	**利益剰余金**	**1,609,014**
出資金	40	利益準備金	9,896
長期前払費用	1,182	その他利益剰余金	1,599,118
繰延税金資産	6,114	繰越利益剰余金	1,599,118
敷金及び保証金	28,326	**純資産合計**	**2,170,214**
資産合計	**12,247,875**	**負債・純資産合計**	**12,247,875**

損　益　計　算　書

（自　平成27年６月１日
至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		16,270,836
売上原価		14,050,311
売上総利益		2,220,525
販売費及び一般管理費		618,842
営業利益		1,601,682
営業外収益		
受取利息	43	
その他	2,243	2,287
営業外費用		
支払利息	27,496	
手形売却損	30,791	
支払手数料	30,850	
雑支出	274	89,412
経常利益		1,514,557
税引前当期純利益		1,514,557
法人税、住民税及び事業税		416,112
法人税等調整額		69,167
当期純利益		1,029,276

株主資本等変動計算書

（自　平成27年６月１日
至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	298,027	256,716	256,716	－	678,698	678,698	1,233,443	1,233,443
当期変動額								
新株予約権の行使	3,228	3,228	3,228				6,456	6,456
剰余金の配当					△98,961	△98,961	△98,961	△98,961
利益準備金の積立				9,896	△9,896	－	－	－
当期純利益					1,029,276	1,029,276	1,029,276	1,029,276
当期変動額合計	3,228	3,228	3,228	9,896	920,419	930,315	936,771	936,771
当期末残高	301,255	259,944	259,944	9,896	1,599,118	1,609,014	2,170,214	2,170,214

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産　・・・・　個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

未成工事支出金　・・・・　個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）　・・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	３～６年
工具、器具及び備品	３～20年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）　・・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金	・・・・	従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	・・・・	建築物の引渡後の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
退職給付引当金	・・・・	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　6,878千円

２．受取手形割引高　　1,700,000千円

３．担保提供資産

販売用不動産3,656,971千円を短期借入金3,460,000千円の担保として供しております。

４．保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金受領額に対して、信用保証会社に連帯保証を行っております。

㈱アーネストワン　　268,140千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,827,460	9,095,580	－	11,923,040

（注）普通株式の当事業年度の増加の内訳は次のとおりです。
平成27年11月30日　新株予約権の行使により144,600株増加
平成27年12月１日　普通株式１株を４株に分割
平成28年２月29日　新株予約権の行使により32,400株増加
平成28年４月30日　新株予約権の行使により2,400株増加

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年７月８日取締役会	普通株式	98,961	35.00	平成27年5月31日	平成27年8月28日	利益剰余金

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年７月８日取締役会	普通株式	309,999	26.00	平成28年5月31日	平成28年8月29日	利益剰余金

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

完成工事補償引当金	7,949千円
未払事業税	16,764
一括償却資産	122
法定福利費	229
賞与引当金	1,604
敷金（資産除去債務）	636
退職給付引当金	6,114
小計	33,422
評価性引当額	△636
合計	32,785

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は１年以内となっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は１年以内の支払期日としております。営業債務及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

（３）信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち45.8％が特定の大口顧客に対するものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１） 現金及び預金	1,487,615	1,487,615	－
（２） 受取手形	995,669	995,669	－
（３） 売掛金	21,492	21,492	－
（４） 完成工事未収入金	4,054,107	4,054,107	－
資　産　　計	6,558,884	6,558,884	－
（１） 支払手形	1,803,159	1,803,159	－
（２） 工事未払金	2,233,564	2,233,564	－
（３） 短期借入金	4,460,000	4,460,000	－
（４） リース債務	3,784	3,753	△30
（５） 未払金	302,994	302,994	－
（６） 未払法人税等	261,319	261,319	－
（７） 長期借入金	747,000	747,000	－
負　債　　計	9,811,822	9,811,791	△30

注１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）受取手形、（３）売掛金、（４）完成工事未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）支払手形、（２）工事未払金、（３）短期借入金、（５）未払金

（６）未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（７）長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映するものと考えられるため、時価と帳簿価額とほぼ等しいことから、当該借入金の帳簿価額によっております。

注２．出資金（貸借対照表計上額40千円）は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中には含めておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
個人主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	ファーストプラス株式会社	千葉県野田市	77,000	住宅設備機器の製造販売	—	営業上の取引	システムキッチン等の購入	90,645	支払手形	24,458
									工事未払金	–

注１．上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておりません。

注２．ファーストプラス株式会社は、個人主要株主である飯田一樹氏が議決権の過半数を間接所有している会社であります。

注３．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　182円02銭

１株当たり当期純利益　88円48銭

（注）平成27年12月1日付で普通株式1株について普通株式４株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

多額な資金の借入

当社は、取締役会の決議に基づき、以下のとおり借入を実行いたしました。

（１）借入先	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行
（２）取締役会決議日	平成28年６月15日
（３）借入金額	399百万円
（４）借入実行日	平成28年６月30日
（５）返済期限	平成30年12月28日
（６）返済方法	期日一括返済
（７）借入利率	変動金利（１か月TIBOR＋スプレッド）
（８）担保提供資産	なし
（９）保証	なし
(10) その他特約等	なし
(11) 資金使途	プロジェクト資金

会計監査人の監査報告書（謄本）

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年７月８日

ファーストコーポレーション株式会社
取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中 塩 信 一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉 岡 裕 樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の平成27年６月１日から平成28年５月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年６月１日から平成28年５月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討をいたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年７月15日

ファーストコーポレーション株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　藪　谷　典　行　㊞

監　査　役（社外監査役）　楠　見　恭　造　㊞

監　査　役（社外監査役）　諸　橋　隆　章　㊞

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役８名全員は第５回定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、下記のとおり取締役８名の選任に係る議案を付議することといたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	（なかむら　としあき） 中　村　利　秋 （昭和25年11月21日）	昭和54年５月　㈲中村美装　取締役 昭和57年10月　ナカワ工業㈱ （現ファーストカルデア㈱） 設立 同社代表取締役社長 平成２年２月　ランドワークス㈱ 代表取締役社長 平成19年５月　㈱中村　設立 同社代表取締役社長 （現任） 平成23年６月　当社設立 代表取締役社長（現任）	2,299,560株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容の拡大と企業価値向上に向けリーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。 経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>（よこやま　かずお）
横　山　一　夫
（昭和39年７月25日）</td><td>昭和62年４月　立入運輸㈱入社
平成２年６月　大和建設㈱入社
平成15年９月　ナカワ工業㈱（現ファーストカルデア㈱）入社
平成23年９月　当社入社　管理部長
平成25年５月　当社取締役　建築部長
平成27年６月　当社取締役　生産管理部長
平成28年６月　当社取締役 生産管理部長兼採用・人材開発部長
平成28年８月　当社取締役　生産管理部長兼総務人事部採用・人材開発特命担当（現任）</td><td rowspan="2">54,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、主として建築工事の生産管理部門の責任者として、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>（のうそう　ひろゆき）
能　宗　啓　之
（昭和35年４月10日）</td><td>昭和59年４月　東京協立法律事務所入所
昭和62年１月　㈱ＣＳＫ（現ＳＣＳＫ㈱）入社
平成９年４月　㈱角川書店（現㈱ＫＡＤＯＫＡＷＡ）入社
平成17年７月　日本ヘラルド映画㈱（現㈱ＫＡＤＯＫＡＷＡ）取締役兼執行役管理本部長
平成18年７月　㈱角川メディアハウス 取締役管理部長
平成19年７月　アルメックスＰＥ㈱入社
平成20年６月　同社 取締役管理部長
平成25年３月　当社入社 経営企画室長
平成27年６月　当社執行役員 経営企画室長
平成27年８月　当社取締役　経営企画室長
平成28年６月　当社取締役　管理部門管掌兼経営企画室長（現任）</td><td rowspan="2">54,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、管理部門及び経営企画部門の責任者として、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>（ひがし　てるゆき）
東　　輝　行
（昭和28年９月3日）</td><td>昭和47年３月　㈱辰村組（現南海辰村建設㈱）入社
平成７年11月　同社工事所長
平成21年４月　同社工事部長
平成24年６月　同社執行役員
平成26年１月　当社入社 建築部工事グループ部長
平成27年６月　当社執行役員 建築部長
平成27年８月　当社取締役　建築部長（現任）</td><td rowspan="2">－株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、建築部門の責任者として、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
当社の根幹である建設工事についての高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>（いんなみ　けんじ）
印　南　研　二
（昭和25年５月14日）</td><td>昭和49年７月　㈱三和広告社入社
昭和53年２月　川田工業㈱入社
平成14年４月　同社建築事業部第二営業部長
平成18年４月　同社建築事業部営業部長
平成25年１月　当社入社　営業開発部営業グループ長
平成25年５月　当社執行役員　営業開発部営業グループ長
平成27年６月　当社執行役員 営業部長
平成27年８月　当社取締役　営業部長（現任）</td><td rowspan="2">49,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、営業部門の責任者として、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>（のむら　とみお）
野　村　富　男
（昭和35年8月28日）</td><td>昭和54年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行
平成18年９月　同行　金町支店支店長
平成20年８月　同行　江古田支店支店長
平成22年７月　同行　戸塚・戸塚駅前支店支店長
平成25年２月　㈱新日本工業入社　開発事業部ゼネラルマネージャー
平成27年２月　㈱トーヨー建設入社 企画開発部ゼネラルマネージャー
平成27年９月　当社入社
管理部財務グループ長
平成28年６月　当社執行役員
財務部長（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社入社以来、財務の実務責任者として、当社の企業価値向上及び財務基盤強化に向けた財務施策を立案・実施し、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
金融機関及び事業会社における豊富な職務経験とマネジメント経験、財務に関する高度な知見を有しており、経営会議メンバーとして当社の経営全般に携わる等、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	(ふじもと　さとし) 藤本　聡 (昭和32年７月28日)	昭和55年４月　㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成６年７月　同行 法務部 上席調査役 平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)大手町営業第七部次長 平成16年５月　同行 企業第一部長兼企業第三部長 平成20年４月　同行 執行役員営業第二部長 平成22年４月　同行 常務執行役員営業担当役員 平成24年３月　東京建物㈱ 常務取締役 平成25年３月　㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行) 理事 平成25年６月　シャープ㈱ 取締役常務執行役員 平成27年６月　芙蓉オートリース㈱非常勤監査役（現任） 平成27年８月　当社社外取締役（現任）	-株
	【社外取締役候補者とした理由】 金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	（さとう　ひとし） 佐　藤　　均 （昭和26年７月16日）	昭和50年４月　㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成元年10月　同行 証券部上席部長代理 平成４年４月　同行 証券部証券運用室長 平成９年５月　同行 九段支店長 平成10年９月　同行 業務渉外部部長 平成11年10月　大手町建物㈱　企画部長 平成16年６月　同社 取締役企画部長 平成18年６月　同社 常務取締役 平成23年６月　同社 専務取締役 平成27年８月　当社社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．藤本聡氏及び佐藤均氏は会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者です。
３．藤本聡氏及び佐藤均氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は藤本聡氏及び佐藤均氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める最低限度額に限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。
５．藤本聡氏及び佐藤均氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。

〔ご参考〕

〈独立社外取締役の独立性判断基準〉

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、社外取締役の独立性を判断しており、以下のすべての要件に該当する場合、社外取締役の独立性があると判断します。

1）当社及び当社の子会社の業務執行者ではないこと
2）当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む）ではないこと
3）当社の兄弟会社の業務執行者ではないこと
4）当社の現在の主要株主またはその業務執行者ではないこと
5）当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
6）当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
7）コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、役員報酬以外に当社から多額の報酬を受けていないこと（当該社外取締役が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
8）上記1）から3）までの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族でないこと

以 上

第２号議案　当社の社外取締役にストックオプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外取締役に対して、ストックオプション（新株予約権）を発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

社外取締役に対して、社内外での知見・経験を活かした助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について意識を高めることにより、当社の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として発行する。

２．新株予約権の上限

200個を上限とする。

なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

割当決議の日後１年を経過した日から20年間とする。

４．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とし、１個当たりの新株予約権の目的である株の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又

は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1) 以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ. 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ. 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記11.（1）に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合（もしくは新株予約権者が死亡した場合）は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記４．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ⅰ. 交付される１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅱ. 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記５．で

定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記３．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記３．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記６．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記８．に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11．に準じて決定する。

10．新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11．その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12．新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

第３号議案　当社の取締役及び従業員にストックオプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、ストックオプション（新株予約権）を発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1．特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

取締役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

2．新株予約権の上限

300個を上限とする。このうち当社取締役に付与する新株予約権は100個を上限とする。

なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3．新株予約権を行使することができる期間

割当決議の日後１年を経過した日から５年間とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を上限とし、１個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者

（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額１円に付与株式数を乗じた金額とする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1) 以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記

11．(1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記４．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
ⅰ 交付される１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
ⅱ 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記５．で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記３．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記３．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記６．に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
(8) 新株予約権の取得条項
上記８．に準じて決定する。
(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11．に準じて決定する。

10．新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11．その他の新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、地位喪失後６ヵ月以内（権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12．新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年８月27日開催の当社第４回定時株主総会において、報酬額を年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とご承認頂いておりますが、本株主総会の開催日から１年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対し報酬等として新株予約権を割り当てることにつきましてご承認をお願いするものであります。

当該新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した公正価値に、当社取締役及び社外取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数を乗じることにより算定した額を上限といたします。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれないものといたします。

また、現在の取締役は８名（うち社外取締役２名）でありますが、本株主総会における第１号議案が原案どおり可決されますと、現在と変わらず取締役は８名（うち社外取締役２名）となります。

以上

第５回　定時株主総会会場ご案内図

会場 … 東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル48階　野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスルームB&C
電話（03）3348－6513



最寄り駅 …

ＪＲ線 東京メトロ　丸ノ内線 京王線 小田急線 都営新宿線 都営大江戸線	新宿駅下車徒歩10分
東京メトロ　丸ノ内線	西新宿駅下車徒歩５分
西武新宿線	西武新宿駅下車徒歩８分